第四期特定健康診查等実施計画

住友不動産販売健康保険組合

最終更新日:令和6年03月29日

特定健康診査等実施計画 (令和6年度~令和11年度)

| 背景・現 | 背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】 | | | | | | | |
|------|--|-------------|---|--|--|--|--|--|
| No.1 | がん罹患者が増加している。特に女性特有がん罹患者の増加が顕著。 | > | ・乳がん・子宮がん検診受診率向上のための受診勧奨。 ・HPV検査による子宮頚がん検査受診促進。 | | | | | |
| No.2 | 歯科医療費が年々増加傾向。年齢が上がるにつれ一人当たり医療費 が増加。 | > | ・全年代に対して歯科衛生の重要性を訴える施策を実施。 ・特定健診の問診などから対象者を抽出し歯科保健指導を実施。 | | | | | |
| No.3 | 30歳代の肥満割合が6年前より7ポイント増加。40歳代はリスク高の割合が6年前より2.6ポイント増加。 | > | ・若年向け保健指導を30歳代後半で強化し、特定保健指導対象者を減少させる。 ・ヘルスアップキャンペーンの実施で体重測定や健康行動を習慣化させる。 | | | | | |
| No.4 | 血圧・血糖で受診勧奨値を大幅に超えているにも関わらず未受診者 がいる。 | > | ・重症疾患発症予防のため、事業主と連携し早期介入、専門医紹介等を実施する。 | | | | | |
| No.5 | 特定保健指導実施率がコロナ過で減少。2022年度以降回復しつつあるが、対象者割合の減少はゆるやかである。 | > | ・第4期特定健診等実施計画開始にあたり成果を求めたプログラムを実施する。 ・検診受診から時間をあけずに指導を開始する。 | | | | | |
| No.6 | 若年男性の喫煙率が依然として高く過半数を超えている。 健康スコアリングからみる生活習慣の傾向では食習慣と飲酒習慣が 4年連続で不良。 | > | ・三次喫煙など職場の喫煙リスクの教育を実施する。 ・より成果を求めた禁煙プログラムを実施する。 ・ヘルスアップキャンペーンにより食習慣や飲酒習慣の改善を促す。 | | | | | |
| No.7 | コロナ禍でメンタル系疾患による傷病手当金受給者が増加。 | → | ・電話(WEB)相談により、メンタルヘルスカウンセリングを実施する。 ・職場環境の活性化を目的としてヘルスアップキャンペーンを実施する。 | | | | | |

基本的な考え方(任意)

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその結果に係る目標に 関する基本的事項について定めるものである。

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変え ることができるように支援することにある。

特定保健指導の実施率向上も重点課題ではあるが、特定保健指導の対象者とならないための施策としてのポピュレーションアプローチや、若年向け健康づくりプログラム ・禁煙プログラムの実施などにも注力し、生活習慣病予備群の減少に努める。

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名

特定健康診査

対応する 健康課題番号

No.3



| 事 | 業 | の | 概要 | |
|---|---|---|----|--|
| | | | | |

対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:被保険者/被 扶養者 特定健康診査単独では実施せず、人間ドックのなかで実施。 被保険者は労働安全衛生法健診と兼ねている。実施期間や受診施設は人間 方法ドック契約機関に準ずる。 家族には受診勧奨ハガキを送付する。

健診結果はWEBサービス「kencom」により個別的情報提供を実施。

人間ドックを無料にし、特定健診と兼ねることで受診しやすい環境を整え 体制ている。

事業所担当者から受診督促を行い、受診もれをふせいでいる。

事業目標

健診結果の個別的提供により、健康状態の把握、生活習慣改善の取り組みを促

| ╝ | | · | | | | | | | | |
|---|------|------------------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--|--|
| | | アウトカム指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | | |
| | 評価も | 内臓脂肪症候群該当者割 合 | 12.0 % | 11.5 % | 11.0 % | 10.5 % | 10 % | 10 % | | |
| | 指標 | アウトプット指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | | |
| | 1235 | 特定健診実施率 | 93 % | 94 % | 95 % | 95 % | 95 % | 95 % | | |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|--------------------------|--------------------------|---|
| 3月末に案内配信。家族には5月に受診勧奨ハガキを | 3月末に案内配信。家族には5月に受診勧奨ハガキを | 3月末に案内配信。家族には5月に受診勧奨ハガキを |
| 送付する。 6月末時点で申し込みをしていない被保 | 送付する。 6月末時点で申し込みをしていない被保 | 送付する。 6月末時点で申し込みをしていない被保 |
| 険者に対しては、受診促進メールを配信する。 | 険者に対しては、受診促進メールを配信する。 | 険者に対しては、受診促進メールを配信する。 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 送付する。 6月末時点で申し込みをしていない被保 | 険者に対しては、受診促進メールを配信する。 | 3月末に案内配信。家族には5月に受診勧奨ハガキを送付する。6月末時点で申し込みをしていない被保険者に対しては、受診促進メールを配信する。次年度以降の実施方法について検討する。 |

2 事業名

特定保健指導

対応する 健康課題番号 No.5



| | _ | | _ |
|----|---|---|---|
| 重業 | ന | 棩 | 典 |

対象 対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:基準該当者 一部の医療機関では健診受診日当日に特定保健指導を実施できるよう、導 線を確保。 療を確保。 健診機関とは別の委託先については、対面とICTの両方の面談を可能な体

制に。完了率向上のため終了時特典も付与。

就業時間内実施可能としている。実施通知は理事長名で案内。 体制 基本が個人面談なので、日程や面接場所の調整もフレキシブルに設定可能

健康的な生活習慣への改善や定着、行動変容を目的とする。

| 価指標 | アウトカム指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
|-----|-------------------|------|--------|------|--------|-------|-------|--|
| | 特定保健指導対象者の減 少率 | 22 % | 22.5 % | 23 % | 23.5 % | 24 % | 25 % | |
| | アウトプット指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
| | 特定保健指導実施率 | 52 % | 54 % | 56 % | 58 % | 60 % | 62 % | |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 未申込者への後追い連絡や、受講終了時特典付与を実 | 未申込者への後追い連絡や、受講終了時特典付与を実 | 未申込者への後追い連絡や、受講終了時特典付与を実 |
| 施する。 家族への参加の呼びかけも積極的に実施す | 施する。 家族への参加の呼びかけも積極的に実施す | 施する。 家族への参加の呼びかけも積極的に実施す |
| る。 実施率が低調な場合は、プログラム内容の見直 | | る。 実施率が低調な場合は、プログラム内容の見直 |
| しを検討する。 | しを検討する。 | しを検討する。 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 未申込者への後追い連絡や、受講終了時特典付与を実 | 未申込者への後追い連絡や、受講終了時特典付与を実 | 未申込者への後追い連絡や、受講終了時特典付与を実 |
| 施する。家族への参加の呼びかけも積極的に実施す | 施する。 家族への参加の呼びかけも積極的に実施す | 施する。 家族への参加の呼びかけも積極的に実施す |
| る。 実施率が低調な場合は、プログラム内容の見直 | る。 実施率が低調な場合は、プログラム内容の見直 | る。 次期計画に向けて、プログラムの見直しを図る |
| しを検討する。 | しを検討する。 | 0 |
| | | |

| 達成 | 達成しようとする目標/特定健康診査等の対象者数 | | | | | | | | |
|------------|-------------------------|---------|------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|--|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 特定 | 計 | 全体 | 1,560 / 1,700 = 91.8 % | 1,560 / 1,700 = 91.8 % | 1,560 / 1,700 = 91.8 % | | 1,560 / 1,700 = 91.8 % | 1,560 / 1,700 = 91.8 % | |
| 企健康 | 画 値 ※1 | 被保険者 | 1,200 / 1,220 = 98.4 % | 1,200 / 1,220 = 98.4 % | 1,200 / 1,220 = 98.4 % | 1,200 / 1,220 = 98.4 % | 1,200 / 1,220 = 98.4 % | 1,200 / 1,220 = 98.4 % | |
| 診 査 - | | 被扶養者 ※3 | 360 / 480 = 75.0 % | 360 / 480 = 75.0 % | 360 / 480 = 75.0 % | 360 / 480 = 75.0 % | 360 / 480 = 75.0 % | 360 / 480 = 75.0 % | |
| 実 | 実 | 全体 | -/-=-% | - / - = - % | -/-=-% | -/-=-% | - / - = - % | -/-=-% | |
| 施率 | 績値 | 被保険者 | -/-=-% | - / - = - % | -/-=-% | -/-=-% | - / - = - % | -/-=-% | |
| 4 | *1 | 被扶養者 ※3 | -/-=-% | - / - = - % | -/-=-% | -/-=-% | - / - = - % | -/-=-% | |
| 特 | 計 | 全体 | 140 / 280 = 50.0 % | 144 / 276 = 52.2 % | 148 / 272 = 54.4 % | 152 / 268 = 56.7 % | 154 / 264 = 58.3 % | 156 / 260 = 60.0 % | |
| 定保 | 画値 | 動機付け支援 | 50 / 100 = 50.0 % | 52 / 98 = 53.1 % | 54 / 96 = 56.3 % | 56 / 94 = 59.6 % | 57 / 92 = 62.0 % | 59 / 90 = 65.6 % | |
| 健 | *2 | 積極的支援 | 90 / 180 = 50.0 % | 92 / 178 = 51.7 % | 94 / 176 = 53.4 % | 96 / 174 = 55.2 % | 97 / 172 = 56.4 % | 97 / 170 = 57.1 % | |
| 指導 | 実 | 全体 | -/-=-% | - / - = - % | - / - = - % | -/-=-% | - / - = - % | - / - = - % | |
| 実 | 績 | 動機付け支援 | -/-=-% | -/-=-% | -/-=-% | -/-=-% | - / - = - % | -/-=-% | |
| 施率 | 値 ※2 | 積極的支援 | - / - = - % | - / - = - % | -/-=-% | -/-=-% | - / - = - % | - / - = - % | |

^{*1)} 特定健康診査の (実施者数) / (対象者数) *2) 特定保健指導の (実施者数) / (対象者数) *3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方(任意)

- (1) 特定健康診査の実施に係る目標
 - 第3期の国の指針である90%以上の実施率を達成している。 第4期も90%以上の実施率を維持することを目標に掲げる。
- (2) 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率60%とする。

(3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成20年度と比較して、令和11年度に25%以上減少することを目標とする。

特定健康診査等の実施方法 (任意)

(1) 実施場所

特定健診は、健康保険組合が個別契約した健診機関で実施する。

特定保健指導は、健康保険組合が個別契約した保健指導専門機関が提供する会場又は受診対象者が指定する場所(事業所等)で実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

特定健診の実施時期は、4月~10月とする。特定保健指導は、それぞれの特定健診終了後速やかに実施する。

(4) 受診方法

被保険者の特定健診は、人間ドック又は労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受診する。被扶養者は人間ドックを受診する。対象者が受診を希望する健診機関に予約した後、予約精算代行機関に連絡する。予約精算代行機関発行の予約確認票と被保険者証を健診機関に提出し受診する。 受診の窓口負担は無料とする。ただし規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(5) 周知・案内方法

周知は、事業所イントラネット掲示板での告知や健康保険組合のホームページへの掲載のほか、被扶養者宛には圧着はがきによる受診案内を送付する。

(6) 健診データの受領方法

健診データは、予約精算代行機関から電子データを随時(又は月単位)受領して、健康保険組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで 受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

個人情報の保護

計画の実施にあたっては、住友不動産販売健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の内容は当健康保険組合のホームページに掲載し、被保険者等に周知することとする。

その他(特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等)

特定健康診査等実施計画について、計画作成時の目標と大きくかけ離れた場合、またはその他必要がある場合には見直すこととする。